

# 国民年金だよ



## 国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、納付猶予、学生特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金 65歳から受けられる年金の受け取る額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除等の承認を受けた期間の保険料については、10年以内であれば遡って納める（追納）ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料に一定の加算額が上乘せされますので、お早目の納付をお勧めします。

今年度中に追納していただく際の保険料額 一覧

	全額免除 納付猶予 学生納付特例	4分の3 免除	半額免除	4分の1 免除
平成20年度分	15,170円	11,380円	7,580円	3,790円
平成21年度分	15,260円	11,440円	7,630円	3,810円
平成22年度分	15,520円	11,640円	7,760円	3,880円
平成23年度分	15,310円	11,470円	7,650円	3,820円
平成24年度分	15,160円	11,360円	7,580円	3,780円
平成25年度分	15,130円	11,350円	7,570円	3,780円
平成26年度分	15,280円	11,460円	7,640円	3,820円
平成27年度分	15,610円	11,700円	7,800円	3,900円
平成28年度分	16,260円	12,190円	8,130円	4,060円
平成29年度分	16,490円	12,370円	8,240円	4,120円

承認などをされた期間のうち古い期間から納付していただけます。追納を行う場合は、申し込みが必要ですが、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

後納制度が平成30年9月末で終了になります。

国民年金保険料は、納付期限から2年を過ぎると時効により納付することができません。

しかしながら、法律改正による時限措置として、過去5年以内に国民年金保険料の納め忘れた期間について、申し込みにより平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、保険料を納付することができ、後納制度があります。

後納制度を利用することで年金額を増やすことや、年金の受給ができなかった方が受給資格を得られることがあります。

### 【ご利用いただける方】

- 5年以内に保険料を納め忘れた期間がある方（任意加入中の保険料も該当します）
- 5年以内に未加入の期間がある方（任意加入の対象となる期間は該当しません）

※60歳以上で老齢基礎年金を受け取っている方は申し込みできません。

◇年金のご相談は便利な「ねんきんダイヤル」へ！

ねんきんダイヤルでは、全国の年金事務所での年金相談について、1カ月前から前日までの予約が可能です。

電話番号	0570-05-1165
【 受付 時 間 】	
月曜日※1	午前8時30分～午後7時
火～金曜日	午前8時30分～午後5時15分
第2土曜日	午前9時30分～午後4時

※1 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所初日に午後7時まで受け付けます。

◇ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ  
電話34-2121内線413  
日本年金機構 旭川年金事務所  
電話0166-72-5002